

育児休業手当金制度の一部変更について

保育所などに入れられない等の場合

最長2歳まで育児休業手当金を受給できるようになります

平成29年10月改正

- 要件** ① 育児休業手当金の支給期間は、原則として子が1歳に達するまでに保育所に申出をしたが、以降も保育所に入れられない等の総務省令に該当する場合は、その間(最長1歳6ヵ月に達するまで)延長できる。
- ② 上記①の延長を行った子が①と同様1歳6ヵ月に達した時点で、保育所に入れられない等の場合に再申請を行うことにより、育児休業手当金の支給期間をその間(最長2歳に達するまで)延長できる。



● 育児休業手当金の支給期間の延長

組合員が養育する子が1歳又は1歳6ヵ月に達した日後において、以下に掲げる総務省令に該当する場合は、請求により育児休業手当金の支給期間を延長できます。



A. 地方公務員等共済組合法施行規則第2条の5の3第1号

育児休業に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳又は1歳6ヵ月に達する日後(パパママ育休プラス制度の場合は休業終了予定日後)の期間について、当面その実施が行われない場合

B. 地方公務員等共済組合法施行規則第2条の5の3第2号

常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって当該子が1歳又は1歳6ヵ月に達する日後(パパママ育休プラス制度の場合は休業終了予定日後)の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合

- イ. 死亡したとき
- ロ. 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき
- ハ. 婚姻の解消その他の事情によち配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき
- ニ. 6週間(多胎妊娠にあつては、14週間)以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき

パパ・ママ育休プラス制度の

平成29年7月改正

● 育児休業手当金の支給期間の延長要件(申請時期など)が変わりました

上記のように、保育所に入れられない等の理由で育児休業手当金の支給延長を申請する際、パパ・ママ育休プラス制度を利用している場合でも、子が1歳に達するまでに入所申込みをする必要がありましたが、パパ・ママ育休プラス制度のしくみに沿った運用となるよう見直しが行われました。

要件

- ① 保育所への入所申込日(保育の利用を申し込んでいる日)及び入所希望日(保育所への入所を希望する日)が、(改正前：子が1歳に達する日以前⇒) 休業終了予定日以前であること。
- ② (改正前：子が1歳に達する日後⇒) 休業終了予定日後、保育所に入所できないこと。

パパ・ママ育休プラス制度を利用した場合の育児休業手当金

組合員の養育する子について、組合員とその配偶者がともに育児休業を取得する場合は、その子が1歳2ヵ月に達するまでの期間内において1年間(母の場合は、その子の出生の日及び産後休暇を含めた1年間)を限度として育児休業手当金が支給されます。